

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：関東パラ陸上競技協会]

[記載日：2023.3.10]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団体に適用される法令は特定非営利活動促進(NPO法)であると理解している。 NPO法では定款の作成、3人以上の理事と1人以上の監事を置くことが求められている。本協会はNPO法に沿って定款の作成を行い、役員の配置を実施している。 NPO法第11条に基づく定款に沿って会務を運営している。NPO法14条の2に則り年1回の通常社員総会を実施し、法令に沿って適切な団体運営はなされている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 特定非営利活動促進法に基づき会務の運営を行い、定款に記載した目的に沿って事業運営を行っている。法令に基づき前年度の事業報告書、計算書類、財産目録投を作成し、毎事業年度一回、事業報告書等を監督官庁である東京都に提出している。 会員の氏名等情報、競技記録収集管理において個人情報法が適用されると理解している。プライバシーポリシーを定めてHPに掲載しており、これ従って個人情報の保護・管理を実施している。 競技会等の開催において各場利用規定が適されると理解し。各競技会場の規定に従って施設を利用してる。	

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>NPO 法第 15 条に則り理事 3 人以上、監事 1 人以上の設置が求められているため、同法に沿って役員を配置し事業運営を適切に行える体制を整えている。</p> <p>外部理事はいないものの、公正な会計処理をおこなうため、外部の税理士に会計および予算案の確認を委託している。</p> <p>東京都生活文化スポーツ局ホームページにて公開している定款にその体制を公開している</p> <p>計算書類及び事業報告について毎期の総会において決議・承認を行っている。</p>	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本協会の基本方針・目的は定款の第 3 条に記載されている。</p> <p>東京都（東京都生活文化スポーツ局）のホームページ上で定款を公開している。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>団体内においてコンプライアンス規定は設けていないが、コンプライアンスへの理解を深めるために、役職員に対しては研修等への参加を促し、各種研修に参加をしている。(JSC コンプライアンス研修会、JPA コンプライアンス研修会、スポーツ・インテグリティ研修会、都障協ガバナンス講習会等)</p> <p>上記研修会に参加し、役員個々のコンプライアンス意識の向上に努めている。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>協会役員の指導者に関しては、上記の取り組みでコンプライアンス研修への参加を促すことにより研修への参加が実施されている。競技者に関しては、コンプライアンス研修会への参加の呼びかけなどは実施できておらず定期的なコンプライアンス教育に関しては実施できていない。</p> <p>今後はホームページ上でコンプライアンス研修への参加の呼びかけや、可能であれば練習会の中でコンプライアンスに関する研修の時間も設けていくことを検討していく必要がある。</p>	

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>NPO 法第 27 条において計算書類等は正規の簿記原則に基づいた会基づくことが求められており、正規の簿記原則に従った帳簿よる財務・経理処を内部規定を定め、領収書等の証憑に基づいて処理している。</p> <p>計算書類及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示している。</p> <p>税務処理においては外部の税理士に助言を受け、その正確性の担保に努めている。会計監査と予算案等についても税理士に委託し、公平性及び透明性を担保している。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>東京都より「障害者スポーツ競技活動支援事業」の助成金を受けており、そのガイドラインが適用される。</p> <p>内部の運用規定に代わり、東京都のガイドランを団体手順として使用している。ガイドランを遵守した会計処理を実施、東京都に報告している。</p> <p>助成金に係る事業に関しても領収書に基づいて会計処理が適切に行われている。主催事業である、関東パラ陸上競技記録会では別途記録会の予算案を作成し、東京都の障害者スポーツ競技活動支援事業のガイドランを遵守した会計処理を実施し、東京都に報告している。</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>公正な会計原則の遵守のため、会計報告書等を作成し、経理事務は税理士事務所に委託している。実務者の以外に1名以上の理事による確認及び監事による監査を実施すること、と定款で定めており、要件を満たす体制を整備している。</p> <p>会計の出納担当者と助成金の申請担当者を分けて配置することにより、公正かつ適切な会計処理が実施できるような体制をとっている。</p> <p>また、東京都生活文化局HPにて公開している定款にその体制を公開している。計算書類及び事業報告について毎期の総会において決議・承認を行っている。</p>	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>NPO法において以下の開示が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等(財産目録、貸借対照表、収支計算書を含む。事業年度末より3ヶ月以内に所轄官庁に提出) ・役員名簿等 ・定款等 <p>これらを東京都生活文化スポーツ局のホームページにて公開している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>協会のホームページにて、組織運営に係る情報（協会の概要・セルフチェックシート）を開示している。</p> <p>法令に基づき、法人・団体詳細情報を東京都（東京都生活文化スポーツ局）のホームページ上で開示している。</p>	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
原則 2 について	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等に おける多様性の確保を図ること</p> <p>上位団体である、日本パラ陸上競技連盟の方針に沿って、できるところから対応していく必要があると考えている。</p>	
原則 13 について	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p> <p>上位団体である日本パラ陸上競技連盟の支援の下で、本協会が主催している関東パラ陸上競技記録会等において競技規則に基づく公平かつ適切な競技 運営の指導・支援を受けている。今後は競技運営のみではなくコンプライアンスの意識向上のための研修の支援も受けて、当協会内での意識の向上をはかっていきたい。</p>	

原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	